

交通事故で、 接骨院等にもかかっている (かかられる予定の) 患者さんへ

1

当院では、交通事故診療においても、同時に接骨院等*に行くことは認めていません。接骨院等にもかかっている場合は、医師にご相談ください。

(★接骨院等には整骨院、ほねつぎ以外にもあん摩・マッサージ・指圧、はり、きゅう師も含まれます)

2

事故後から接骨院等のみにかかっている場合や、医療機関受診後に長期間にわたって接骨院等に通っている場合等は、病状の経過が不明となり、症状と交通事故との因果関係が証明できなくなるため、当院では交通事故における自賠責様式診断書や後遺障害診断書の作成をお断りする場合があります。

以上、ご理解いただければ幸いです。